

温室効果ガスの排出の抑制に関する指針

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成 14 年横浜市条例第 58 号。以下「条例」という。）第 143 条の規定により、温室効果ガスの排出の抑制に関する指針を次のとおり定め、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

なお、温室効果ガスの排出の抑制に関する指針（平成 22 年横浜市告示第 110 号）は、廃止する。ただし、本指針施行前に提出された地球温暖化対策計画に対する実施の状況の報告については、改正前の温室効果ガスの排出の抑制に関する指針の規定を適用する。

1 総則

(1) 目的

本指針は、条例第 143 条に基づき、事業活動における温室効果ガス排出量の把握、事業者が取り組むべき温室効果ガスの排出の抑制に係る措置、地球温暖化対策計画の作成及び地球温暖化を防止する対策の実施状況の報告の方法等について定めるものであり、事業者及び横浜市が相互に連携を図りながら、実効性のある地球温暖化対策を継続的に推進することにより、横浜市内の温室効果ガス排出量の削減を実現することを目的とする。

(2) 用語

本指針において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び条例施行規則（平成 15 年横浜市規則第 17 号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

2 事業者の責務

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの排出の抑制

事業者は、自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの量の把握及びその抑制のための措置を継続的に実施するよう努めなければならない。

(2) 他の事業者の事業活動に伴い排出される温室効果ガスの排出の抑制への協力

事業者は、他の事業者が取り組む事業活動に伴い排出される温室効果ガスの量の把握及びその抑制のための措置の実施に対し、必要な協力を行うよう努めなければならない。

(3) 市が実施する施策への協力

事業者は、市が実施する温室効果ガスの削減のための施策について把握及び理解に努め、効果的に施策が実施されるよう努めなければならない。

(4) 地球温暖化対策事業者であることの確認等

事業者は、条例第 144 条第 1 項の規定を踏まえ、地球温暖化対策事業者であることを判断するため、規則第 89 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定に該当するか否かの確認を行うこと。

3 地球温暖化対策事業者等の取組

(1) 温室効果ガスの排出の抑制を図るための基本方針の策定

事業活動に伴い排出される温室効果ガスの削減等を推進すべき主体として、温室効果ガスの排出の抑制を図るための基本方針を定めること。

(2) 組織体制の整備

地球温暖化対策事業者は、事業活動における地球温暖化を防止する対策を着実かつ効果的に推進するため、次に掲げる事項を行うための組織体制を整備し、当該事項を着実に実施するものとする。

ア 地球温暖化対策の実施に関する目標、基本方針、計画等の作成

イ 地球温暖化対策の実施及び進行管理

ウ 地球温暖化対策の効果の確認及び検証

エ 地球温暖化対策の適切な見直し

オ 温室効果ガス排出量及び温室効果ガス排出量を算定する基となるエネルギー使用量等の記録等

カ 事業所におけるエネルギー消費設備・機器の稼働状況、エネルギーの使用に関する数値等を定期的に記録する管理台帳の整理

キ オ及びカに掲げるもののほか、事業所におけるエネルギー消費設備・機器の運転及び保全についての適正な管理

ク 事業所の構成員、来所者及びその事業活動に係る他の事業者などに対する地球温暖化対策に関する理解及び認識を深めるための地球温暖化を防止する対策に関する普及啓発及び教育活動の実施

(3) 計画管理責任者等の選任等

地球温暖化対策計画を作成、及び当該計画に基づく地球温暖化を防止する対策の実施に当たり、全体を統括する者として、本社等における役員等の中から計画管理責任者を選任すること。また、実務を統括する者として、従業員等の中から計画推進責任者を選任するとともに、地球温暖化を防止する対策への技術的な助言を継続的に行う者として、技術管理者を選任すること。

また、支店等においては、エネルギー使用量の規模など地球温暖化を防止する対策を効率的に推進できる単位ごとに、その実務を統括する者として推進責任者及び技術管理者を選任すること。

なお、技術管理者については、従業員以外の外部の者を選任することができる。

(4) 温室効果ガス排出量の把握

ア 特定温室効果ガス排出量の把握

事業活動によるエネルギー（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の使用に伴って排出される二酸化炭素（以下「特定温室効果ガス」という。）の量（以下「特定温室効果ガス排出量」という。）の把握を行うこと。

(7) 特定温室効果ガス排出量の算定方法

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成 18 年経済産業省・環境省令第 3

号) に準じた方法により行うこと。

(イ) 特定温室効果ガス排出量を把握する範囲

規則第 89 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する者（以下「第 1 号及び第 2 号該当事業者」という。）は、特定温室効果ガス排出量を算定する期間における市内に設置する全ての事業所（連鎖化事業者（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 19 条第 1 項に規定する者をいう。以下同じ。）については、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が市内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所を含む。以下「事業所等」という。）に係る特定温室効果ガス排出量及びその量を合算した量を把握すること。

また、規則第 89 条第 1 項第 3 号に該当する者（以下「第 3 号該当事業者」という。）は、特定温室効果ガス排出量を算定する期間における市内に使用の本拠を有する事業の用に供する自動車に係る特定温室効果ガス排出量及びその量を合算した量を把握すること。

イ その他ガスの排出量の把握

廃棄物の焼却等に伴い排出される二酸化炭素、重油などの燃料の燃焼に伴い付随的に発生するメタンや一酸化二窒素等、特定の事業活動に伴い排出される特定温室効果ガス以外の温室効果ガス（以下「その他ガス」という。）の量について、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）第 7 条第 1 項第 2 号から第 8 号までの規定に準じて把握を行うこと。

(5) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の設定等

ア 特定温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の設定等

本指針 3 (4) ア (イ) でそれぞれ規定する範囲から排出される特定温室効果ガスを合算した量（ただし、事業所等において自ら生成した熱又は電気をエネルギー管理権原の異なる他人へ供給（以下「外部供給」という。）している場合については、その外部供給した熱又は電気に相当する特定温室効果ガス排出量を減じたもの。以下「排出量」という。）について、計画期間の初年度の前年度（以下「基準年度」という。）における排出量（以下「基準排出量」という。）に対する削減目標として、計画期間の最終年度（以下「目標年度」という。）における定量的な排出量（以下「目標排出量」という。）を設定すること。

なお、削減目標の設定は、基準排出量から目標排出量を減じた量を基準排出量で除した値（以下「目標削減率」という。）が正となるよう努めること。

また、排出量には、基礎排出量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 26 条第 3 項に規定する温室効果ガス算定排出量のうち、エネルギー起源二酸化炭素に関するものをいう。以下同じ。）と調整後排出量（温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）第 1 条第 4 号に規定する調整後温室効果ガス排出量のうち、エネルギー起源二酸化炭素に関するものをいう。以下同じ。））があり、それぞれについて目標排出量を設定すること。

イ その他ガス排出量の削減目標の設定

その他ガスを排出する地球温暖化対策事業者は、その排出量についての定量的な削減目標を設定するように努めること。

(6) 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

地球温暖化対策事業者は、自らが設定した削減目標を達成するため、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置を講ずること。

ア エネルギー使用の合理化

(7) 対策

a 基礎的かつ日常的な対策

設備等の管理運用方法及び運転方法の改善、一定規模以上の初期投資を要しない設備等の改修及び更新等、エネルギーの使用を抑制する基礎的かつ日常的な対策に取り組むこと。基礎的かつ日常的な対策の中で特に重要な対策を基本対策とし、別表 1 に規定する。基本対策については、計画期間内での計画を作成し、日常的に取り組む、計画期間内に全て実施するよう努めること。

b 目標対策

設備等の更新、効率的な運用を図るための大規模な設備導入及び高効率設備の導入等、一定規模以上の初期投資を要する対策をいう。目標対策については、温室効果ガスの排出の抑制の効果、設備等の更新時期及び採算性等を勘案しながら目標対策の検討を行い、その実施に努めること。

(イ) エネルギー消費原単位の改善

エネルギー消費原単位（エネルギー消費量を原単位の指標（生産数量、建物延床面積、走行距離又は輸送量その他の当該エネルギー消費量と密接な関係を持つ値をいう。）で除した値をいう。）の基準年度におけるエネルギー消費原単位（以下「基準原単位」という。）に対する削減目標として、目標年度におけるエネルギー消費原単位（以下「目標原単位」という。）を設定すること。エネルギー消費原単位の算出に当たっては、非化石燃料の熱量に 0.8 を乗じるものとする。

なお、原単位削減目標の設定は、基準原単位から目標原単位を減じた量を基準原単位で除した値（以下「目標原単位削減率」という。）が正となるよう努めること。

また、原単位の指標は、原則として、一の計画の期間内において変更しないものとする。

本指針 3 (4) ア (イ) で規定する範囲全体としての目標原単位の設定が困難な場合には、日本標準産業分類（統計法第 28 条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和 5 年総務省告示第 256 号））に定める事業分類ごとに定めた目標原単位の対基準原単位比の寄与度の合計値を用いる方法をもって目標原単位とすることができる。

イ 再生可能エネルギー等の利用又は導入

再生可能エネルギー等の利用又は導入に向けて、基準年度における使用電力量の合計量に占める再生可能エネルギー等の導入割合に対し、目標年度における当該割合を設定し、下記 (7) から (9) に

掲げる対策の実施により、積極的に当該割合の向上に努めること。

なお、近隣への環境配慮がより求められる都市域としての本市の地域特性に鑑み、太陽熱利用設備及び太陽光発電設備（ただし、日照が多くあり、周辺環境や設置に当たっての保守管理を勘案して有効に利用できる場合に限る。）の導入に向けて積極的に検討を行い、その実施に努めること。

(7) 自家消費型再生可能エネルギー等発電設備の導入

(イ) 再生可能エネルギー由来電力その他低炭素電気(条例第 146 条の 5 で定める)の利用

(ウ) グリーン電力証書、FIT 非化石証書、非 FIT 非化石証書（再生可能エネルギーに由来する電力に係るものに限る。）又は J-クレジット（再生可能エネルギーに由来する電力に係るものに限る。）の取得

ウ 次世代自動車（EV、PHV、FCV）及びハイブリッド自動車（HV）の導入

次世代自動車（EV、PHV、FCV）及びハイブリッド自動車（HV）の導入に向けて、目標年度における当該割合や台数について計画を作成し、積極的な導入に努めること。

エ 中長期的な対策

社会情勢の変化に伴う、脱炭素経営の推進やサプライチェーン排出量の算定等、中長期的な対策を重点対策とし、別表 2 に規定する。重点対策については、中長期的な視点で実施の可能性について検討し、計画期間内での計画の作成を行い、その実施に努めること。

オ カーボン・オフセットの推進

他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減量又は吸収量等（以下「クレジット等」という。）を購入することにより、又は他の場所において温室効果ガスの排出削減や吸収源としての森林整備などの促進を目的としたプロジェクトを実施すること等により、その量の全部又は一部を埋め合わせていくことについて、積極的に取り組むよう努めること。

カ その他ガスの削減に係る対策

その他ガスを排出する地球温暖化対策事業者は、排出するその他ガスの削減に向けて技術的に実施可能な対策等の検討を行い、その実施に努めること。

キ その他の地球温暖化を防止する対策

地球温暖化対策事業者は、他の事業者や市民における温室効果ガスの排出の抑制に寄与する対策についても積極的に取り組むよう努めること。

(7) 地球温暖化対策計画書の作成等

地球温暖化対策事業者は、本指針 3 (1) から (6)、並びに別に規定する地球温暖化対策計画書等作成マニュアル（以下「作成マニュアル」という。）に基づき地球温暖化対策計画を作成するとともに、その内容を地球温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）に記載し、計画期間の初年度の 7 月末日までに、市長に提出すること。

ア 計画書に記載する事項

地球温暖化対策計画書の総括票（以下「計画書（総）」という。）に下記(ア)に掲げる事項を記載すること。

また、基準年度において原油換算エネルギー使用量が 500 キロリットルを超える事業所等を設置

している第1号及び第2号該当事業者は、地球温暖化対策計画書の個別票（以下「計画書（個）」という。）に下記(イ)に掲げる事項を当該事業所等ごとに記載すること。

(7) 計画書（総）

- a 地球温暖化対策事業者等の概要
- b 計画期間
- c 温室効果ガスの排出の抑制を図るための基本方針
- d 公表の方法
- e 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等
- f クレジット等に関する取組状況及び計画
- g 設備の新設、更新等の計画
- h 次世代自動車（EV、PHV、FCV）及びハイブリッド自動車（HV）の導入状況及び計画
- i 基本対策の実施状況及び計画
- j 重点対策の実施状況及び計画

(イ) 計画書（個）

- a 事業所等の概要
- b 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等

イ 計画書の提出に係るその他の必要な事項

特定温室効果ガス排出量の算定根拠、その他計画書に記載された内容を確認するうえで市長が必要とする資料を計画書に添付して提出すること。

(8) 地球温暖化対策実施状況報告書の作成等

地球温暖化対策事業者は、本指針3(1)から(6)及び作成マニュアルに基づき、地球温暖化を防止する対策の実施の状況を実施年度ごとに地球温暖化対策実施状況報告書（以下「報告書」という。）に記載し、当該実施年度の翌年度の7月末日までに、市長に提出すること。

ア 報告書に記載する事項

地球温暖化対策実施状況報告書の総括票（以下「報告書（総）」という。）については、下記(ア)に掲げる事項とする。また、当該実施年度において原油換算エネルギー使用量が500キロリットルを超える事業所等を設置している第1号及び第2号該当事業者は、地球温暖化対策実施状況報告書の個別票（以下「報告書（個）」という。）に下記(イ)に掲げる事項を当該事業所等ごと記載すること。

(ア) 報告書（総）

- a 地球温暖化対策事業者等の概要
- b 計画期間及び実施年度
- c 公表の方法
- d 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況
- e クレジット等に関する取組状況
- f 再生可能エネルギー利用設備の稼働状況

g 次世代自動車（EV、PHV、FCV）及びハイブリッド自動車（HV）の導入状況

h 基本対策の実施状況

i 重点対策の実施状況

j 地球温暖化を防止する対策の取組事例

(イ) 報告書（個）

a 事業所等の概要

b 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標等の状況

イ 報告書の提出に係るその他の必要な事項

地球温暖化対策事業者は、特定温室効果ガス排出量の算定根拠、その他報告書に記載された内容を確認するうえで市長が必要とする資料を報告書に添付して提出すること。

(9) 地球温暖化対策事業者による公表事項

規則第 89 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に規定する地球温暖化対策事業者が公表しなければならない事項は、地球温暖化対策計画については、計画書（総）及び計画書（個）の内容とする。また、実施の状況の報告については、報告書（総）及び報告書（個）の内容とする。

(10) 非該当の手続等

ア 非該当の考え方

地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画の計画期間において、規則第 89 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する条件を満たさなくなった場合においても、計画期間内に限り作成した計画を目標年度まで推進すること。

目標年度における事業活動の状況が、規則第 89 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定に該当しない場合には、目標年度の翌年度を新たな計画期間の初年度とする地球温暖化対策計画の作成等は要しない。この場合には、任意提出事業者として継続的に地球温暖化対策計画を作成するよう努めること。

ただし、計画期間中において事業活動の全部廃止等により、計画の推進が困難である者については、その事由が判明した時点において本市と協議を行い、市長が適当であると認めたことをもって非該当とする。

イ 非該当の届出

計画期間内に地球温暖化対策事業者に該当しなくなった者は、規則第 89 条の 3 に規定する事項を地球温暖化対策事業者非該当届出書に記載し、速やかに市長に届け出ること。

4 地球温暖化対策事業者以外の事業者の取組

(1) 温室効果ガスの排出の抑制

地球温暖化対策事業者以外の者は、本指針を参考に温室効果ガスの排出の抑制に取り組むこと。

(2) 地球温暖化対策事業者への協力等

地球温暖化対策事業者以外の者は、条例第 144 条第 5 項の規定を踏まえ、地球温暖化対策事業者が実施する地球温暖化を防止する対策に対して必要な協力を行うよう努めること。特に、テナント

ビルにおいては、テナントビルの所有者が地球温暖化対策事業者であって、テナント事業者が地球温暖化対策事業者以外の者である場合も多いため、テナント事業者は、当該テナントビルの所有者が実施する地球温暖化を防止する対策に対して積極的に協力を行うよう努めること。

(3) 地球温暖化対策計画書の任意提出

条例第 144 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定を踏まえ、地球温暖化対策計画の積極的な作成及び提出並びに実施の状況の報告に努めること（地球温暖化対策計画を提出した地球温暖化対策事業者以外の者を「任意提出事業者」という。以下同じ。）。

なお、任意提出事業者は、原則として地球温暖化対策事業者と同様に本指針 3 に定める事項を実施すること。

5 市における地球温暖化対策事業者等の取組の評価及び公表

(1) 評価対象

条例第 144 条の 2 第 1 項及び第 144 条の 4 第 3 項の規定に基づく市長による評価は、地球温暖化対策計画については、計画書（総）の内容について、地球温暖化を防止する対策の実施の状況の報告については、報告書（総）の内容について行うこととする。

(2) 評価項目

ア 計画書の評価

- (ア) 削減目標の設定状況
- (イ) 基本対策の実施状況及び計画
- (ウ) 重点対策の実施状況及び計画

イ 報告書の評価

- (ア) 排出量削減率
- (イ) エネルギー消費原単位の改善率
- (ウ) 使用電力に係る再生可能エネルギー等導入割合
- (エ) 次世代自動車（EV、PHV、FCV）及びハイブリッド自動車（HV）の導入状況
- (オ) 基本対策の実施状況
- (カ) 重点対策の実施状況

なお、イ 報告書の評価については、上記(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)については毎年度評価することとし、(オ)及び(カ)については、計画期間の最終年度の報告のみ評価することとする。

(3) 評価基準等

評価については評価項目別の評価とし、別表 3 から別表 11 のとおりとする。

なお、第 1 号及び第 2 号該当事業者にあっては、別表 12 のとおり、業務部門、産業部門及びエネルギー転換部門に分類することとし、それぞれの評価基準を適用する。

また、第 3 号該当事業者にあっては、別表 12 のとおり、運輸部門の評価基準を適用する。

(4) 評価結果の通知

市長は、実施した評価結果を、条例第 144 条の 2 第 2 項の規定に定めるところにより地球温暖化対策評価結果通知書に記載し、当該事業者へ通知する。

(5) 地球温暖化対策計画書等の公表

市長が規則第 89 条第 9 項及び第 89 条の 4 に規定する地球温暖化対策事業者及び任意提出事業者から提出された地球温暖化対策計画書等について公表する事項は、地球温暖化対策計画については、計画書（総）について、実施の状況の報告については、報告書（総）の内容とする。

(6) 評価結果の公表

市長は、条例第 144 条の 2 第 3 項及び第 144 条の 4 第 3 項の規定に基づき、専門的知識を有する者の意見を聴いたうえで、各評価項目において評価結果が「A」以上となった者について、評価項目ごとに公表する。

(7) 表彰

市長は、条例第 144 条の 2 第 4 項及び第 144 条の 4 第 3 項の規定に基づき、計画期間の最終年度の報告において、相対的に多くの評価項目での評価が「A+」又は「A」となった者について、立入検査等により適正な実施状況を確認できる場合は、専門的知識を有する者の意見を聴いたうえで、特に優秀であると認め、表彰することができる。

6 市における指導・助言等

(1) 地球温暖化を防止する対策の推進に係る事業者への指導・助言

市は、条例第 145 条第 1 項の規定に基づき、温室効果ガスの排出状況の把握、本指針その他で定める地球温暖化を防止する対策の実施、並びに地球温暖化対策計画の作成及び実施等について、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

(2) 地球温暖化を防止する対策の推進に係る事業者への立入検査

市は、地球温暖化対策事業者及び任意提出事業者が作成する地球温暖化対策計画の内容及びその実施状況の確認をはじめ、評価又は表彰を行うに当たっての公平性や客観性を確保するための確認等、必要な限度において、条例第 154 条第 1 項の規定に基づき、市職員に立入検査をさせるものとする。

(3) 地球温暖化を防止する対策の推進が著しく不十分な事業者への勧告

市は、規則第 89 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定に該当する地球温暖化対策事業者が本指針 3 (7) 及び(8)に定める計画書及び報告書を提出しなかったとき、又は計画書及び報告書を公表しなかったときは、条例第 145 条第 2 項の規定に基づき、当該地球温暖化対策事業者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。また、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、条例第 156 条の規定に基づき、当該勧告を受けた地球温暖化対策事業者に意見を述べる機会を与えたうえで、その旨を公表することができる。

別表 1 基本対策

対象	番号	名称	実施の判断基準
第1号及び第2号該当事業者	1	推進体制の整備	① 本社等が中心となり、支店等と連携して、地球温暖化対策を推進する管理体制を整備している。 ② ①の体制に基づき、定期的に地球温暖化対策に関する計画立案、進捗確認等の会議等を実施している。
	2	エネルギー使用量の把握	① エネルギー種類別（電力、ガス、蒸気、圧縮空気等）の使用量の記録、保管等についての管理基準を設定している。 ② ①の情報を元に、現状把握、過去との比較検証を実施している。
	3	事務用機器の管理	① 事務用機器（パーソナルコンピュータ、プリンタ、コピー機、ファクシミリ等）の待機電力削減の取組、省エネモード設定等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	4	受変電設備の力率の管理	① 受電端における力率は、95 パーセント以上とすることを基準として進相コンデンサ等を制御するように管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	5	照明設備の管理	① 事業活動に適した点灯時間、点灯エリア、照度等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	6	空調設備の管理	① 空調を施す区画を限定し、外気条件変動等に応じた設備の運転時間、室温、湿度等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	7	空調用冷凍機の管理	① 外気条件変動等に応じた冷却水温度や圧力等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	8	換気設備の管理	① 換気を施す区画を限定し、外気条件変動等に応じた換気量、運転時間等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	9	フィルターの清掃	① 空調設備、換気設備のフィルターの点検、清掃についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	10	ボイラーの管理	① 過剰な蒸気の供給及び燃料の供給をなくし適正に運転するため、蒸気の圧力、温度及び運転時間についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	11	蒸気配管等の管理	① ボイラー設備の配管、バルブ等の保温及び断熱の維持、蒸気の漏えい、詰まりの防止等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	12	燃焼設備の空気比管理	① 燃焼設備及び使用する燃料の種類に応じて、排出ガスにおける空気比の値が基準空気比以下になるような、空気比についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	13	ポンプ、ファン、ブロワー及びコンプレッサの負荷に応じた運転管理	① 使用端圧力及び吐出量を把握し、負荷に応じた運転台数制御、回転数制御等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
第3号該当事業者	1	推進体制の整備	① 本社等が中心となり、支店等と連携して、地球温暖化対策を推進する管理体制を整備している。 ② ①の体制に基づき、定期的に地球温暖化対策に関する計画立案、進捗確認等の会議等を実施している。
	2	自動車の適正な使用管理	① 目的地までの燃料消費量、所要時間等を考慮した効率的な走行ルート等の情報を運転者に伝える仕組みを整備している。 ② ①の仕組みを活用した運用を実施している。

	3	エネルギー使用量等に関するデータの管理	① 自動車ごとの走行距離、エネルギー消費量等のデータの定期的な記録等についての管理基準を設定している。 ② ①の情報を活用した運用を実施している。
	4	エコドライブ推進体制の整備	① エコドライブ推進に関する責任者を設置し、エコドライブの実施及びエコドライブ講習等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。
	5	自動車の適正な維持管理	① 日常の点検・整備に係る責任者を設置し、点検、整備及び点検・整備に必要な知識や技術を習得するための研修等についての管理基準を設定している。 ② 管理基準に基づいた運用を実施している。

別表2 重点対策

対象	番号	名称	実施の判断基準
第1号、第2号及び第3号該当事業者	1	脱炭素経営に関する取組の実施	①SBT、②RE100、③RE Action、④GX リーグへの参画、⑤グリーン経営認証、⑥その他横浜市が認めた脱炭素経営に関する取組 ※①から⑥のいずれかに参画等していること。
	2	サプライチェーン排出量の削減計画の策定	①サプライチェーン排出量を算定している。 ②サプライチェーン排出量の削減目標を設定している。 ③サプライチェーン排出量の削減目標を達成するための施策を立案している。 ※①から③の全てを実施していること。
	3	脱炭素に向けた調達方針の策定	①サプライヤーに対する調達方針を策定し、公表している。 ②サプライヤーに対する調達方針に沿って調達している。 ※①と②の両方を実施していること。
	4	環境配慮製品・サービス等の開発・製造及び提供	①地球温暖化対策に寄与する環境配慮製品・サービス等の製造・提供等を行っている。 ② ①の製品・サービス等が地球温暖化対策に貢献できる二酸化炭素量を推計している。 ③地球温暖化対策に寄与する環境配慮製品等を研究・開発する事業に参画している。 ※①と②の両方又は③を実施していること。
	5	エネルギー消費効率の高い建築物の導入	①ZEB に適合した建築物、または ZEB に準拠した建築物を保有している。 ②ZEB に適合した建築物、または ZEB に準拠した建築物にテナントとして入居している。 ※①又は②のうちいずれか1つを実施していること。
	6	サステナブルファイナンスの実施	①サステナビリティ・リンク・ローン又はグリーンローンの融資を受けている。 ②サステナビリティ・リンク・ボンド又はグリーンボンドの債権を発行している。 ※①又は②のうちいずれか1つを実施していること。
	7	LED 照明の導入	①事業所に設置する照明器具を LED 照明としている。 ※事業所に設置する照明器具の100%をLED照明としていること。

第1号及び第2号該当事業者	8	電力需給バランス調整への寄与	①小売電気事業者やアグリゲーターが提供するDR（ダイヤモンドリスポンス）に参加し、DR対応を行った実績がある。 ②アグリゲーターが提供するVPP（Virtual Power Plant：仮想発電所）に参加している。 ※①又は②のうちいずれか1つを実施していること。
---------------	---	----------------	--

別表3 計画書の評価（削減目標の設定状況）

評価	A＋	A	B	C
業務部門	33.1%以上	22.1%以上	0%以上	0%未満
産業部門	20.0%以上	13.4%以上	0%以上	0%未満
エネルギー転換部門	8.8%以上	5.9%以上	0%以上	0%未満
運輸部門	12.7%以上	8.5%以上	0%以上	0%未満

※基準年度（計画期間の初年度の前年度）に対する目標年度（計画期間の最終年度）における削減率

※計画書の計画期間が1年もしくは2年の場合、別表6の1年目評価もしくは2年目評価の基準値を参照する。

別表4 計画書の評価（基本対策の実施状況及び計画）

評価	A	C	備考
全事業者	実施状況が全て実施済又は計画期間内に実施予定有	Aを未達成	非該当項目は除く

別表5 計画書の評価（重点対策の実施状況及び計画）

評価		A＋	A	B	C
第1号及び第2号該当事業者	実施状況が実施済、一部実施済又は計画期間内に実施予定有となる項目数	5項目以上	4項目	3項目	Bの基準未満
第3号該当事業者		4項目以上	3項目	2項目	Bの基準未満

別表6 報告書の評価（排出量削減率）

1年目評価	A＋	A	B	C	備考
業務部門	12.0%以上	8.0%以上	0%以上	0%未満	基準年度比の削減率で評価
産業部門	7.0%以上	4.7%以上	0%以上	0%未満	
エネルギー転換部門	3.0%以上	2.0%以上	0%以上	0%未満	
運輸部門	4.4%以上	2.9%以上	0%以上	0%未満	

2 年目評価	A +	A	B	C	備考
業務部門	23.0%以上	15.3%以上	0%以上	0%未満	基準年度比の削減率で評価
産業部門	13.7%以上	9.1%以上	0%以上	0%未満	
エネルギー 転換部門	5.9%以上	3.9%以上	0%以上	0%未満	
運輸部門	8.6%以上	5.7%以上	0%以上	0%未満	

3 年目評価	A +	A	B	C	備考
業務部門	33.1%以上	22.1%以上	0%以上	0%未満	基準年度比の削減率で評価
産業部門	20.0%以上	13.4%以上	0%以上	0%未満	
エネルギー 転換部門	8.8%以上	5.9%以上	0%以上	0%未満	
運輸部門	12.7%以上	8.5%以上	0%以上	0%未満	

※基準年度(計画期間の初年度の前年度)に対する各報告年度における削減率

別表 7 報告書の評価(エネルギー消費原単位の改善率)

評価	A +	A	B	C	備考
全事業者	1.5%以上	1.0%以上	0%以上	0%未満	前年度比改善率

別表 8 報告書の評価(使用電力に係る再生可能エネルギー等導入割合)

評価		A +	A	B	C
第 1 号及び第 2 号 該当事業者	2025 年度	41.7%以上	27.8%以上	0%超	0%
	2026 年度	44.9%以上	29.9%以上	0%超	0%
	2027 年度	47.9%以上	31.9%以上	0%超	0%

別表 9 報告書の評価(次世代自動車(EV、PHV、FCV)及びハイブリッド自動車(HV)の導入状況)

評価		A	B	C
第 1 号及び第 2 号 該当事業者	次世代自動車及び ハイブリッド自動車 保有台数	1 台以上 (HV を除く)	1 台以上 (HV を含む)	0 台

※横浜市内の事業所において、車を保有していない場合は評価しない。

評価			A +	A	B	C
第 3 号 該当事業者	次世代自動車及び ハイブリッド自動車 保有割合	2025 年度	49.5%以上	33.0%以上	1 台以上	0 台
		2026 年度	56.1%以上	37.4%以上	1 台以上	0 台
		2027 年度	62.7%以上	41.8%以上	1 台以上	0 台

別表 10 報告書の評価（基本対策の実施状況）

評価	A	B	C	備考
全事業者	実施状況が全て実施済の場合	実施状況の 80%が実施済みかつ残りが一部実施済の場合	A、B を未達成	非該当項目は除く

別表 11 報告書の評価（重点対策の実施状況）

評価		A +	A	B	C
第 1 号及び第 2 号 該当事業者	実施状況が実施済、 一部実施済となる項目数	5 項目以上	4 項目	3 項目	B の基準未満
第 3 号 該当事業者		4 項目以上	3 項目	2 項目	B の基準未満

別表 12 業務部門

部門		判断基準
第 1 号及び 第 2 号 該当事業者	業務部門	産業部門、エネルギー転換部門に該当しない事業者
	産業部門	市内における主たる業種が、統計法第 28 条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和 5 年総務省告示第 256 号）に定める大分類 A（農業、林業）から E（製造業）までに該当する事業者（ただし、エネルギー転換部門に該当する事業者は除く）
	エネルギー 転換部門	エネルギー源（原油、LNG 等）をより使いやすい形態（ガソリン、都市ガス、電気等）に転換する工程であり、発電、石油精製、コークス類製造、都市ガスの自家消費などに分類される電気事業者、ガス事業者、熱供給事業者
第 3 号 該当事業者	運輸部門	事業者が事業に使用する自動車のうち、使用の本拠が市内にあるものの台数が 100 台以上となる事業者